

保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援

成育局 総務課

令和5年度補正予算：19億円

1. 施策の目的

パーテーション・簡易扉・簡易更衣室等の設置によるこどものプライバシー保護や保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容（保育の実践記録等）の記録などを通じ、設備における性被害防止対策を支援する。

2. 施策の内容

【対象施設】

※保育所等：保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設

※地域子ども・子育て支援事業等：放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、延長保育事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）、児童厚生施設、市町村子ども家庭総合支援拠点 等

※児童養護施設等：児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、児童相談所一時保護所（一時保護委託施設含む）、障害児入所施設、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所

【実施主体】都道府県、市区町村 【補助割合】国1／2、都道府県等、1／4、事業者1／4

【補助基準額】 1施設あたり 100千円